

鹿児島国際大学自己点検・評価規程

平成 16 年 5 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法第 109 条及び鹿児島国際大学学則第 2 条に基づき、鹿児島国際大学及び鹿児島国際大学大学院（以下「本学」という。）の教育研究の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら行う点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 本学は、自己点検・評価を実施するため、次の各号に掲げる組織により構成する。

- (1) 自己点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）
- (2) 自己点検・評価実施部会（以下「実施部会」という。）
- (3) 自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）
- (4) 鹿児島国際大学事務組織規則に定める事務局（以下「事務局」という。）

2 実施部会は、企画部会、総務部会、教育研究部会、教務部会、学生支援部会及び産学官地域連携部会を置く。

3 実施委員会は、各学部・研究科及びその附属施設（以下「各学部・研究科」という。）に置く。

(運営委員会)

第 3 条 運営委員会は、内部質保証の推進に責任を負う組織として、自己点検・評価に関する基本方針を定め、実施部会を経て実施委員会及び事務局から報告された結果を総括し、本学の自己点検・評価報告書として取りまとめる。

2 運営委員会は、各学部・研究科及び事務局が実施する改善・向上に向けた取組みの指示及び支援を行うとともに、実施するにあたり必要な予算措置等を行う。

3 運営委員会は、学長、学長補佐、副学長、研究科長、学部長、学生総合支援センター長、学生部長、教務部長、研究教育開発センター長、産学官地域連携センター長、地域総合研究所長、図書館長、事務局長、事務局次長、総務部長及び総合企画部長をもって構成する。

4 運営委員会は、学長が委員長となり、これを招集し、その議長となる。

5 学長不在のときは、学長が指名する学長補佐又は副学長が職務を代行する。

6 運営委員会は、必要に応じて学内関係者の出席を求めることができる。

7 運営委員会は、必要に応じて学外者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(実施部会)

第 4 条 実施部会は、運営委員会の意を受け、別表 1 に定める認証評価機関の基準に基づき、事務局が行う自己点検・評価を指導し、作業を確認、調整する。

2 実施部会は、事務局の報告を基に、適切性の検証を行いその経過及び結果を取りまとめ、運営委員会に報告する。

3 実施部会の構成員及び取りまとめ事務局は、別表 1 に定める。

4 部会長は、別表 1 の取りまとめ事務局の長とし、副部会長は、部会長が指名する。

5 実施部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(実施委員会)

第 5 条 実施委員会は、運営委員会の基本方針に基づき、各学部・研究科の活動について自己点検・評価シート及びカリキュラム・アセスメント・チェックリスト等を活用した自己点検・評価を行い、その経過及び結果をまとめる。

2 実施委員会が実施した自己点検・評価は、各学部教授会又は大学院研究科会議での審議を経て、運営委員会及び事務局に報告する。

(事務局)

第 6 条 事務局は、運営委員会の基本方針に基づき、実施委員会からの報告及び自らの活動について、自己点検・評価ノートを活用した全学的な観点による自己点検・評価を行い、その経過及び結果を事務局が所管する委員会等での審議を経てとりまとめ、実施部会に報告する。

2 事務局は、実施委員会と連携してそれぞれの長所・特色や問題点を明らかにし、改善・向上に向けて全学的な観点による年度の適切な目標等を設定した上で、評価の視点及び根拠に基づいた達成度評価を行う。

(自己点検項目)

第7条 基本的な自己点検項目は、次のとおりとする。

- (1) 大学の理念及び各組織の目的に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) 教育研究組織に関する事項
- (4) 教育課程・学習成果に関する事項
- (5) 学生の受入れに関する事項
- (6) 教員及び教員組織に関する事項
- (7) 学生支援に関する事項
- (8) 教育研究等環境に関する事項
- (9) 社会連携及び社会貢献に関する事項
- (10) 管理運営、事務組織及び財務に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 前項に規定する項目の追加は、運営委員会において行う。

(自己点検・評価報告書の公表)

第8条 学長は、運営委員会が取りまとめた自己点検・評価報告書を毎年度公表しなければならない。

2 公表の方法及び内容は、運営委員会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(結果等の活用)

第9条 学長、事務局及び各学部・研究科の長は、毎年度作成する自己点検・評価報告書及び認証評価機関の評価結果を有効に活用し、改善が必要と認められるものについては、自己点検・評価ノートに年度の適切な目標等を設定した上で、その改善と質の向上に努めなければならない。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、総合企画部が処理する。

2 実施部会の庶務は、別表1の取りまとめ事務局が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月26日より施行する。
- 2 鹿児島国際大学自己点検・評価委員会規程(平成7年1月31日制定)は廃止する。
- 3 この規程は、平成19年7月25日より施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成28年5月25日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年1月25日から施行する。
- 7 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和2年10月1日から施行する。